

介護老人保健施設 天心ケアハイツ 入所利用料金表（2割負担）

令和8年8月1日

【多床室】 ※2人部屋をご利用の場合、特別な室料として1日300円が別途かかります。

要介護度	基本料金	サービス提供 体制強化加算 (I)	夜勤職員配 置加算	食費	居住費	日用品費	日額	月額（30日）
1	1,586	44	48	1,555	520	200	3,953	118,590
2	1,686	44	48	1,555	520	200	4,053	121,590
3	1,816	44	48	1,555	520	200	4,183	125,490
4	1,922	44	48	1,555	520	200	4,289	128,670
5	2,024	44	48	1,555	520	200	4,391	131,730

【個室】

要介護度	基本料金	サービス提供 体制強化加算 (I)	夜勤職員配 置加算	食費	居住費	日用品費	個室料	日額	月額（30日）
1	1,434	44	48	1,555	1,728	200	500	5,509	165,270
2	1,526	44	48	1,555	1,728	200	500	5,601	168,030
3	1,656	44	48	1,555	1,728	200	500	5,731	171,930
4	1,766	44	48	1,555	1,728	200	500	5,841	175,230
5	1,864	44	48	1,555	1,728	200	500	5,939	178,170

日用品・教養娯楽費 200円／日
（内訳）

〔日用品〕 150円

白タオル、カラータオル、おしぼり、バスタオル、シャンプー、ボディシャンプー、清拭剤、ティッシュ、ペーパータオル
ウエットティッシュ、エプロン、その他雑貨類

〔教養娯楽品〕 50円

レクリエーション、クラブ活動や行事のために調達し提供する材料費等、文具用品、工作材料費、習字、園芸、手芸、歌謡
クラブ活動の材料費、お茶会各種集い・作品展等の材料費等

＊日用品、教養娯楽費の品目については、契約時に利用を選択して頂きます。

＊日用品、教養娯楽費は、年間総経費を述べご利用日数で按分しております。

加算一覧

*初期加算(Ⅱ) 60 円/日

入所した日から起算して 30 日以内の期間につく加算

*認知症ケア加算 152 円/日

日常生活に支障をきたすような症状等又は意思疎通困難者に対しサービスを行った場合

*若年性認知症利用者受入加算 240 円/日

若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合

*短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) 516 円/日

入所日から起算して 3 ヶ月以内の期間に集中してリハビリテーションを行った場合(週 3 回を限度)、且つ、月 1 回以上身体機能の評価を行うとともに、LIFE を用いて、必要に応じて計画を見直ししている場合

*短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) 400 円/日

入所日から起算して 3 ヶ月以内の期間に集中してリハビリテーションを行った場合(週 3 回を限度)

*認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) 480 円/日

認知症と判断され、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれる方に対し集中的なリハビリテーションを行った場合(入所日から起算して 3 ヶ月以内に限り週 3 回を限度)

*認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) 240 円/日

認知症の方に対し、退所後生活する居宅や社会福祉施設等を訪問し、把握した生活環境を踏まえ、集中的なリハビリテーションを行った場合(入所日から起算して 3 ヶ月以内に限り週 3 回を限度)

*療養食加算 12 円/1 食

医師の食事箋に基づき腎臓病食や糖尿病食等の提供を行った場合

*所定疾患施設療養費(Ⅰ) 478 円/日

肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかに該当する入所者に対し投薬、検査、注射、処置等を行った場合

*経口維持加算(Ⅰ) 800 円/月

摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合

*口腔衛生管理加算(Ⅰ) 180 円/月

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月 2 回以上行った場合

*入所前後訪問指導加算(Ⅰ) 900 円/回

入所予定日前 30 日以内または入所後 7 日以内に、退所後生活する居宅を訪問して退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療報酬の決定を行う場合

*退所時情報提供加算(Ⅱ) 500 円/回

医療機関へ退所する際に、心身の状況、生活歴を示す情報を文書で提供した場合

*入退所前連携加算(Ⅰ) 1,200 円/回

①入所日前後 30 日以内に、退所後に利用希望する居宅介護支援事業所と連携して、退所後の居宅サービス等の利用方針を定める場合

②入所者の入所期間が 1 か月を超え、退所し居宅サービス等を利用する場合に、居宅介護支援事業者診療報酬を文書で提供し、かつ当該居宅介護支援事業所と連携して退所後の居宅サービス等の調整をする場合

*入退所前連携加算(Ⅱ) 800 円/回

入退所前連携加算(Ⅰ)の②を行った場合

*安全対策体制加算 入所初日のみ 40 円

事故発生、再発を防止するため、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合

*外泊された場合 1 日あたり 724 円と居住費を算定(初日と最終日を除く、月 6 日限度)

＊介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）

介護報酬本人負担分の総額に 9.7%を乗じた金額

＊認知症チームケア推進加算（Ⅰ）300 円／日

認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するため、専門の研修を受けた職員を 1 名以上配置し、定期的な評価をしチームケアに取り組んでいる場合

＊認知症チームケア推進加算（Ⅱ）240 円／日

認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するため、定期的な評価をしチームケアに取り組んでいる場合

＊退所時栄養情報連携加算 140 円／回

療養食を提供していた入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者が退所する際に病院または診療所及び介護支援専門員に対して管理栄養士より栄養管理に関する情報提供を行う場合

＊科学的介護推進体制加算（Ⅱ）120 円／月

入所者ごとの心身の状況、疾病状況等の情報を L I F E を用いて厚生労働省へ提出し、計画、実施、評価のサイクルをもとにケアの質の向上を図る取り組みを実施している場合

＊生産性向上推進体制加算（Ⅱ）20 円／月・・・介護サービスの質を維持・向上させながら業務の効率化を図る

尚、上記加算説明内にある「L I F E」とは厚生労働省による科学的介護情報システムで、介護サービス利用者の状態やケアの実績等の情報を、一定の様式で厚生労働省へ送信すると、送信されたデータに基づきフィードバックを提供されます。

《消費税》※特別な室料または電気代には消費税がかかります。

《個人別要望諸費用》

- ① 電気代（電気毛布、持ち込み TV） 30 円／日 ②個人用新聞 2,988 円～ ③理容代 1,500 円～1,800 円
④医療機関受診一部負担金 ⑤地上デジタル対応テレビ利用料 10 円／日 ⑥買い物、電話等